

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

桜に彩られたまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

仙北市

3 地域再生計画の区域

仙北市全域

4 地域再生計画の目標

仙北市は、秋田市に次いで観光客の多い地域で、年間 500 万人の観光客を受け入れている。

仙北市の観光資源のうち観光客の誘客に重要な資源の一つは、青森県弘前市、岩手県北上市と並び「みちのくの三大桜名所」に数えられる角館の千本桜である。

角館の千本桜は、角館の市街地を流れる桧木内川堤の桜並木、角館武家屋敷通りのシダレザクラ、その他周辺地区の桜で構成されている。このうち、桧木内川堤の桜は、今上陛下のご誕生を記念し植樹されたもので、全長 2 キロにおよぶ桜のトンネルが形作られ国の名勝に指定されている。また、角館武家屋敷通りの黒堀と調和したシダレザクラは、今から約 350 年前の藩政時代に植樹されたものが、長い年月を経て守られてきたもので、現在 400 本ほどあるシダレザクラの中で、162 本が国の天然記念物に指定されている。これらの桜は、樹齢 80～350 年と、樹齢年が進んだ樹木を抱えているため、年間を通じた樹木管理、生育が、重要となっている。

このように仙北市において桜は観光資源として、極めて重要なため、本事業においては、桜の保全活動を着実に継続していくとともに、開花の時期が違う種類の異なる桜を適宜新植し、新たな桜の見どころをつくり、観光資源としての価値を高め、市内観光滞在時間の長時間化を図り、外国人の観光客を含む入込客数の増加を目標とする。

【数値目標】

事業	桜に彩られたまちづくり事業	年月
KPI	4.5月の外国人観光客の宿泊人泊数	
申請時	4,151 人泊	H28.6 (H27 数値)
初年度	4,300 人泊	H29.8 (H29 数値)
2年目	4,500 人泊	H30.8 (H30 数値)
3年目	4,800 人泊	H31.8 (H31 数値)
4年目	5,200 人泊	H32.8 (H32 数値)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 (3) に記載

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
(内閣府) : 【A2007】

(1) 事業名 : 桜に彩られたまちづくり事業

(2) 事業区分 : 観光産業の振興

(3) 事業の目的・内容

(目的)

仙北市は、秋田市に次いで観光客の多い地域で、年間 500 万人の観光客を受け入れている。

仙北市の観光資源のうち観光客の誘客に重要な資源の一つは、青森県弘前市、岩手県北上市と並び「みちのくの三大桜名所」に数えられる角館の千本桜である。

角館の千本桜は、角館の市街地を流れる桧木内川堤の桜並木、角館武家屋敷通りのシダレザクラ、その他周辺地区の桜で構成されている。このうち、桧木内川堤の桜は、今上陛下のご誕生を記念し植樹されたもので、全長 2 キロにおよぶ桜のトンネルが形作られ国の名勝に指定されている。また、角館武家屋敷通り黒堀と調和したシダレザクラは、今から約 350 年前の藩政時代に植樹されたものが、長い年月を経て守られてきたもので、現在 400 本ほどあるシダレザクラの中で、162 本が国の天然記念物に指定されている。これらの桜は、樹齢 80~350 年と、樹齢年が進んだ樹木を抱えているため、年間を通じた樹木管理、生育が、重要となっている。

このように仙北市において桜は観光資源として、極めて重要なため、本事業においては、桜の保全活動を着実に継続していくとともに、開花の時期が違う種類の異なる桜を適宜新植し、新たな桜の見どころをつくり、観光資源としての価値を高め、市内観光滞在時間の長時間化を図り、外国人の観光客を含む入込客数の増加を目標とする。
(事業の内容)

天皇陛下のご誕生を記念し植樹された桧木内川堤の桜の樹木管理に大事な整枝作業を職員のほか、高所作業車等の大型機械搬入による専門業者に委託し雪害による枝折れ等を切除し、葉の展開が他の健全な枝の花が咲く時期と重なることを予防し、観賞用樹木としての価値を高める。

桜の樺を利用した外国語版案内看板を初年度に作成し、角館の桜の由来や歴史について案内をして外国人観光客に解りやすい受入態勢を整備する。

また、市内の山や公園などに開花の時期が違う種類の異なる桜を適宜新植し、新たな桜の見どころをつくり、国内外の誘客の時期を長期化させることにより観光客

の増加を促す。

さらに、海外旅行に興味がある外国人が50万人以上集合する国際旅行博のフェアヘセールスに参加し仙北市の桜まつりのPR活動を実施する。

初年度は、旅行会社で設置しているブースを一部借用しPR活動を実施する。

タイや台湾などは、年中高温地帯で、桜を楽しむ風土や風習がないので、日本の春の桜まつりなどの魅力を伝えつつ外国人旅行客の招聘活動を行うことは、インバウンド対策としての宣伝効果が十分に期待される。

二年目以降は、仙北市が独自にブースを設置し、桜の魅力に限らず季節の移り替わりによる四季おりおりの景色や祭りを直接PRし誘客活動を図るプロモーション事業を実施するとともに、海外の旅行会社・メディア等を仙北市に招聘し、実際に地域の魅力に触れてもらうためのプロモーション事業を行い、コンベンション誘致事業、グリーンツーリズム促進事業や観光宣伝事業など他の事業とシナジー効果をより強く出せるよう、強力的に誘客活動を実施し外国人観光客を誘導する。

初年度 プロモーション事業 タイの国際旅行博へ誘客活動のため参加し、ブースは旅行会社と合同による一部借用とする。桧木内川堤の桜整枝作業委託、外国語版桜皮細工仕様の案内看板作製業務を設計委託し、設置工事をする。

2年目 プロモーション事業 タイの国際旅行博へ参加しブースの設置して誘客活動を行う。

桜の新規植樹場所の選定、植樹をし、保育・生育作業を委託する。

3年目 プロモーション事業 台湾の国際旅行博へ参加しブースの設置をして誘客活動を行う。

桜の新規植樹場所の選定、植樹をし、保育・生育作業を委託する。

4年目 プロモーション事業 台湾の国際旅行博へ参加しブースの設置をして誘客活動をする。

プロモーション事業 旅行会社・メディア等を仙北市への招聘活動をする。

(4) 地方版総合戦略における位置付け

基本目標1 産業振興による仕事づくりの中の、①自然と歴史景観に息づく人に優しい観光地づくりと受入態勢の整備の中で観光客の誘客を目的に「桜に彩られたまちづくり」を強化することとしている。

また、②新たな視点による交流人口拡大の中で観光客の行動範囲拡大や旅行ニーズの多様化に対して、観光地・観光エリアの広域連携を強化し、観光資源を相互に結び広域の周遊ルートを生み出すことで、地域全体の経済波及効果を高めるとともに、観光客の長期滞在、宿泊客数の増加を図る。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

事業	桜に彩られたまちづくり事業	年月
----	---------------	----

KPI	4.5月の外国人観光客の宿泊人泊数	
申請時	4,151 人泊	H28.6 (H27 数値)
初年度	4,300 人泊	H29.8 (H29 数値)
2年目	4,500 人泊	H30.8 (H30 数値)
3年目	4,800 人泊	H31.8 (H31 数値)
4年目	5,200 人泊	H32.8 (H32 数値)

(6) 事業費

(単位：千円)

桜に彩られたま ちづくり事業	年度	H28	H29	H30	H31
	事業費計	1,560	2,147	2,119	1,929
区分	旅費	197	394	366	366
	需用費	30	50	50	50
	役務費	2	2	2	2
	委託料	731	1,190	1,190	1,000
	使用料及び賃借料	11	511	511	511
	工事請負費	589	0	0	0

(7) 寄附の見込額

(単位：千円)

桜に彩られたま ちづくり事業	年度	H28	H29	H30	H31
	事業費計	1,560	2,147	2,119	1,929
	寄附額計	1,000	1,000	1,000	1,000
寄附法人	インフォテリ ア株式会社	1,000	1,000	1,000	1,000

(8) 事業の評価の方法 (PDCA サイクル)

(効果検証の方法)

外部有識者で構成される仙北市総合政策審議会を開催し、事業の進捗状況、施策の効果を検証し、適宜、事業の見直しの方向性を審議し、審議会での指摘事項を踏まえ、次年度の事業計画を策定する。

(効果の時期・内容)

評価実施時期は、7月、11月、3月の年3回を予定している。

また、評価内容は、事業の進捗状況、施策の効果、次年度の実施計画及び達成目標等を予定している。

(公表の方法)

目標の達成状況については、検証後速やかに仙北市公式ホームページ上に公表する。

(9) 事業期間 地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 広告サイト制作事業

事業概要：仙北市の魅力をインターネットで積極的に発信するためのコンテンツ作成や外国人向けのホームページ作成を行う。

実施主体：一般社団法人 田沢湖・角館観光連盟

事業期間：平成 28 年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 32 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

外部有識者で構成される仙北市総合政策審議会を開催し、事業の進捗状況、施策の効果を検証し、適宜、事業の見直しの方向性を審議し、審議会での指摘事項を踏まえ、次年度の事業計画を策定する。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

評価実施時期は、7 月、11 月、3 月の年 3 回を予定している。

また、評価内容は、事業の進捗状況、施策の効果、次年度の実施計画及び達成目標等を予定している。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに仙北市公式ホームページ上に公表する。